

## 江南市生成 AI システム利用に関する公募型プロポーザル実施要綱

### 1 目的

この要綱は、「江南市生成 AI システム利用」に係る契約の相手方となる候補者の選定について、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとします。

### 2 業務概要

(1) 業務名 江南市生成 AI システム

(2) 業務内容 別紙 江南市生成 AI システム利用に関する仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

※契約時における仕様書は、候補者の企画提案内容に応じて、仕様を変更することがあります。

(3) 契約履行期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

※システム使用開始予定日 令和 7 年 3 月 1 日

### 3 見積限度額

(1) システム初期構築費用 330,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(2) システム利用料 月額 330,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

### 4 実施形式 公募型

### 5 日程

公募開始日	令和 6 年 12 月 2 日(月)
質問書提出期限	令和 6 年 12 月 9 日(月)午後 5 時まで（必着）
質問書回答日	令和 6 年 12 月 11 日(水)
企画提案書等の提出期限	令和 6 年 12 月 18 日(水)午後 5 時まで（必着）
プレゼンテーション審査日	令和 6 年 12 月 25 日(水)
審査結果の通知	令和 6 年 12 月 26 日(木) 予定
契約締結	令和 7 年 1 月上旬予定

### 6 参加資格

参加者は、参加申込書等の提出日現在において、以下の要件を満たす者とし、参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

(2) 令和 6・7 年度江南市入札参加者資格名簿に登録があること。

(3) 江南市業者指名停止基準（平成 8 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 「江南市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 9 月 28 日付け江南市長・江南市教育委員会教育長・愛知県江南警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 過去 5 年間（平成 31 年 4 月 1 日から参加申込書を提出する前日まで）に、官公庁などが発注する本業務に類似した業務を受託した実績があること。
- (7) 本システムを提供する事業者が、情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001 または JIS Q27001）等の第三者認証を取得し、リスクマネジメント体制を構築していること。

## 7 質問・回答

- (1) 提出方法
  - ・本実施要綱・仕様書等に関して質問がある場合は、質問書（様式第 1）に必要事項を簡潔明瞭に記入し、電子メールで提出してください（電子メール以外は受け付けません）。
  - ・電子メールの件名は、「プロポーザル質問（事業者名）」とし、送信後に電話連絡を行うこと。
- (2) 提出期限 令和 6 年 12 月 9 日（月）午後 5 時まで
- (3) 提出先 下記「16 問合せ先（担当課）」と同じ
- (4) 回答方法 令和 6 年 12 月 11 日（水）に江南市ホームページに質問内容と回答を掲示します。

## 8 企画提案書等の提出について

### (1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第 2） 1 部
- イ 企画提案書（様式第 3） 8 部（正本 1 部、副本 7 部）

用紙サイズは、原則 A 4 版とし、ページ番号を付与した上で綴じること。また、内容には次の

①から⑦の項目を必ず含むこと。

①会社概要

②関連業務実績

- ・過去 5 年の主な実績を記載すること

③システム機能（RAG 機能を含む）

④操作性

⑤運用保守・サポート体制

⑥障害・セキュリティ対策

⑦仕様書にないが、業務に対して有効な独自提案等

ウ 参考見積書 (様式第4) 1部

積算の内訳を記した内訳明細書を添付すること。参考見積書及び参考見積内訳明細書はまとめて綴ること。

(2) 提出期限 令和6年12月18日(水)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法 持参又は郵送に限ります。なお、郵便の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については参加者の自己責任とします。

(4) 提出先 下記「16 問合せ先(担当課)」と同じ

## 9 参考見積書作成条件

参考見積書の作成にあたっては、以下の金額の総額(税抜)とすること。

(1) システム初期構築費用 1式

(2) システム利用料 1ヵ月分

令和7年度以降のシステムの利用契約は単年度契約とし、5年間の利用を担保するものではありません。

生成AIモデルは国内リージョンのGPT-4以上または同等以上の性能のものとし、1ヶ月あたりの総利用文字数が2,000,000文字以上利用できるものとします。

## 10 審査方法

本実施要綱及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会がプレゼンテーション審査を実施します。

(1) プレゼンテーション審査の実施について

企画提案書等について、次のとおりプレゼンテーション審査を行います。

ア 日程 令和6年12月25日(水) ※詳細については別途通知。

※一者25分程度とし、開始時間、場所等の詳細は連絡責任者に通知します。

イ 実施内容

① 企画提案書等についての説明(15分以内)

② 質疑応答(10分程度)

ウ 留意事項等

① プレゼンテーション審査はプロポーザル審査委員会が行い、説明者は3名以内とします。説明用のプロジェクター及びスクリーンが必要な場合は、事務局で用意しますので、希望者は事前に申し出てください。その他に必要な資料、機材等がある場合は、説明者が準備してく

ださい。

- ② プレゼンテーションは原則として対面審査とします。参加者の一部についてはオンラインでの参加を認めますが、必要なネットワーク・機器等は提案者が用意をしてください。  
なお、オンライン参加者も上記説明者3名以内の人数に含むものとします。
- ③ 参加者が1者であっても選定委員会を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その事業者を契約候補者に決定します。
- ④ 総得点が同点の場合には、プロポーザル審査委員会での協議により決定します。
- ⑤ 審査は個別に行い、非公開とします。
- ⑥ 各審査員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、最低基準点を満たさない参加者は選定の対象外とします。

(2) 審査項目及び配点

評価項目	評価の着目点		配点	
	判断基準			
業務実施方針及び手法 (評価に当たっては企画提案書、見積の内容及びプレゼンテーションにより評価を行う)	企画提案書	実施体制・工程管理	・業務を実施するための適切な体制がとられているか、業務スケジュールが実現可能か。	5
		業務実績	・類似業務の実績は十分か、実績から事業を遂行できる能力を有しているか。	5
		システム機能要件	・仕様書のシステムに求める要件及び機能要件に示すものとなっているか。	5
			【RAG機能】 ・仕様書のシステムに求める要件及び機能要件に示すものとなっているか。	10
		操作性	・職員が使いやすく、かつ柔軟に作業を行えるものとなっているか。	15
		運用保守・サポート体制	・運用に対応できるサポート体制が構築されているか。	10
		障害・セキュリティ対策	・障害発生時の対応が適切に示されているか。 ・セキュリティ確保のための措置を十分とっているか。 ・情報漏えいを防止するための対策が十分確保されているか。	10
		独自提案	・独自性のある優れた追加提案が示されているか。 ・追加提案は実現可能な提案となっているか。	30
参考見積金額	評価点＝配点×（全参加者内最低提案見積価格）／（提案見積価格） ※システム利用料は、60ヵ月分に換算し評価点とします。		10	
合 計			100	

## 11 審査結果

### (1) 通知方法

プレゼンテーション審査を受けた全ての参加者に審査結果を通知します。審査結果に対する異議を申し立てることはできません。

### (2) 通知時期 令和6年12月26日（木）予定

## 12 提出書類の取扱い

(1) 提出されたすべての書類は、返却しません。

(2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません。

(3) 提出された書類は、参加者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しません。

(4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。

(5) 企画提案書の提出は1者につき1案とします。

## 13 受託予定者の取り扱い

### (1) 契約手続き

市は、企画提案書の審査により、選定した参加者を受託予定者として、本業務の委託を予定するものとし、別途指示する方法で契約手続きを行うものとします。

### (2) 受託予定者の取り消し

受託予定者が、本要綱「6 参加資格」に示した事項を満たさないことが明らかになった場合、又は本業務の契約を締結するまでの間に江南市業者指名停止基準の規定による指名停止及び指名保留措置を受けることとなった場合は、その者とは契約を締結せず、次点の者と契約を締結することとします。

### (3) 業務の実施

契約後の業務の実施については、企画提案書及び仕様書に基づき、市と協議の上、行うものとします。

## 14 情報公開及び提供

市は参加者から提出された企画提案書等について、江南市情報公開条例（平成15年条例第2号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの候補者決定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とします。

## 15 その他

### (1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、審査に必要な経費は全て参加者の負担とします。

緊急時において、やむを得ない理由等により、公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において公募型プロポーザル方式に要した費用を江南市に請求することはできません。

### (2) 参加辞退の場合

参加申込後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式第5）を担当課あてに提出してください。

### (3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要綱等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ ヒアリングを実施した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が「3 見積限度額」を超過した場合

### (4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、受託者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、江南市が必要と認める場合には、江南市は、受託者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

(5) 参加者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

## 16 問合せ先（担当課）

江南市役所 企画部 企画課 DX推進グループ

〒483-8701 江南市赤童子町大堀 90 番地

電話番号：0587-54-1111（内線 258）

FAX 番号：0587-54-0800

E-mail：seisaku@city.konan.lg.jp